

# 参考資料 1

独評委第 45 号  
平成 27 年 11 月 17 日

文部科学大臣  
馳 浩 殿

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 野路 國夫  
(公印省略)

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する文部科学大臣  
所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並び  
に講ずる措置の内容について（意見）

当委員会は、平成 27 年 10 月 2 日付けをもって通知のあった標記について、別紙  
のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴省におかれでは、この意見の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進め  
ていただきますようお願いします。

あわせて、独立行政法人通則法の規定に基づき、主務大臣は、当委員会の意見を  
聴いた上で新中期目標及び新中長期目標を策定することとされておりますので、こ  
の意見も踏まえて、別途連絡するところにより、新中期目標案及び新中長期目標案  
の提出をお願いします。

# 平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する文部科学大臣並びに文部科学大臣及び原子力規制委員会所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、I に示すとおりである。貴省におかれでは、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、文部科学大臣所管の 10 法人（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人教員研修センター）並びに文部科学大臣及び原子力規制委員会所管の国立研究開発法人放射線医学総合研究所に関し、平成 27 年度末の中（長）期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見は II 以下に示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

## I. 各大臣所管法人共通

### 第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方へ沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に連関する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。

- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
- ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
  - ・ I C T やテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
  - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化
- などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

## 第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定。以下「目標策定指針」という。) 等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国政策の方向性に沿って行う、
- ② 当該国政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する、
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る  
といった措置を講ずるものとする。

## 第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影

響や効果)に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果(アウトカム)の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

#### 第4 組織運営・ガバナンスの適正化

1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なP D C Aサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてI C T技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切

に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、
- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的実施
  - ② 研究開発にあっては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

## 第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るために、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達の合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確實に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転

用など保有資産の有効活用に取り組む。

- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

## VIII. 国立研究開発法人防災科学技術研究所

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定

国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「本法人」という。）は、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とした基礎研究及び基盤的研究開発等を総合的に行っており、現中長期目標期間においては、大別して①災害を観測・予測する技術の研究開発、②被災時の被害を軽減する技術の研究開発及び③災害リスク情報に基づく社会防災システム研究の3領域に関する研究開発を実施している。

しかし、防災に關係する研究を行う大学や他の独立行政法人、民間研究機関が多く存在する中で、現中長期目標及び本法人が策定した現中長期計画においては、「防災科研が中心となり大学などを含めた国を挙げての研究開発を推進する」、「地方公共団体や民間企業など研究成果を活用することが想定される機関と協力しつつ研究を進める」などの記述はみられるものの、本法人が、防災に関する研究開発を総合的に実施する法人として、それらの機関の中で具体的にどのような役割を担うのか（本法人しか担うことができない役割は何か）、また、他の機関とどのように役割分担・連携するのかということについては示されていない。

加えて、個々の研究テーマについてはいずれも、いつまでにどのような成果を得るのかが具体的な目標として示されておらず、さらに、現中長期目標及び現中長期計画における、得られた成果の活用に関する記述では、専門誌への誌上発表件数（5年間で240編）、学会等での発表（5年間で30件／人）等が数値目標として示されているのみで、具体的にどのように活用されることを目指すかということについては示されていない。

したがって、本法人が実施する研究開発について、以下の措置を講ずるとともに、次期中長期目標において明記する必要がある。

- ① 防災に関する研究を行う数多くの研究機関の中にあって、本法人が行うべき役割、他の研究機関との役割分担や、研究成果の共有などの連携についての方針を策定すること。
- ② 実施することとする個々の研究テーマについて、どのような工程で進ちょくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。

また、個々の研究テーマについて、その目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すること。

#### 2 地震、津波の観測・予測技術の一層の向上のための取組の実施

本法人では、東日本大震災を端緒として、平成23年度以降、太平洋沖で発生する地震とそれに伴う津波を早期に検知することが可能となるよう、北海道

沖から房総沖までの海底に観測用ケーブルを敷設する日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備を推進してきている。

一方、改革方針において、「東日本大震災以降、国民的要請が高まっている海溝型巨大地震に関する研究機能の強化の必要性から、現在、南海トラフ海域において国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「海洋機構」という。）が整備を進めている地震・津波観測監視システム(DONET)について、その整備が終了した際には、同システムを本法人に移管することにより、海底地震・津波観測網の一元的管理運営を行う。」とされ、平成28年度の移管が予定されている。

文部科学省による本法人の次期中長期目標期間に向けての「見直し内容」において、「海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う」としており、これを踏まえ、今後は①改革方針において示された「海溝型巨大地震に関する研究機能の強化」に関する具体的な取組内容や達成すべき成果に関する内容を明確化し、また、②本法人においても、海洋機構から地震・津波観測監視システムを受け入れることにより、これまでの地震・津波観測の実施状況と比較して、どのような点をどの程度強化又は向上させることを目指すのか、また、それらをいつまでに行うのかということについて具体化する必要がある。

したがって、海洋機構からの地震・津波観測監視システムの移管に当たり、以下の措置を講ずるとともに、次期中長期目標において明記する必要がある。

- ① 地震・津波観測監視システム移管後、それを用いた災害の観測・予測技術の研究開発について、どのような内容について、どのような工程で進ちょくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。
- ② 地震・津波観測監視システム移管によって、観測することができる海域の範囲が拡大することを生かし、これまでの上記研究開発の成果に比して観測精度を向上させることや、シミュレーションの内容を一層精緻化することなど、得ることを目指す成果について具体的な指標及び目標を設定し、着実に実施すること。

## 第2 運営の効率化

### 先端的な実験施設の一層の共用促進

本法人では、一般の機関では導入が難しい先端的な実験施設を保有し、自らが実施する研究開発で使用しているほか、外部機関に対し、これらの施設利用についてホームページなどで広報し、公募により、有償での共用を行っている。

また、現中長期計画においては、これらの先端的な実験施設の共用に関し、実大三次元震動破壊実験施設については5年間で25件以上、大型耐震実験施設については5年間で42件以上、大型降雨実験施設については5年間で40件以上及び雪氷防災実験施設については5年間で110件以上と、それぞれ数値目標として

設定している。

上記4施設についての平成23年度から26年度までの4年間における共用実績は、実大三次元震動破壊実験施設が18件（数値目標の72.0%）、大型耐震実験施設が31件（数値目標の約73.8%）、大型降雨実験施設が29件（数値目標の72.5%）及び雪氷防災実験施設が87件（数値目標の約79.1%）となっている（資料14参照）が、これらの実績から現中長期目標期間終了時における実績を推計した場合、中には、数値目標を達成することができないこととなる可能性があるものもみられる。

したがって、本法人が保有している先端的な実験施設については、法人経営の観点から、その共用実績を踏まえ、実績の乏しい先端的な実験施設については、その原因分析を行うとともに、分析結果を踏まえ、大学や他の独立行政法人、民間研究機関への積極的な働きかけなど、共用件数の一層の向上のための具体的な取組方針を策定するとともに、次期中長期目標において、当該方針及びそれを踏まえた具体的な数値目標を設定し、取組を着実に実施する必要がある。